

Title	エドワード・ネヴィン著 国家債務の問題
Sub Title	Edward Nevin : The problem of the national debt
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.6 (1958. 6) ,p.550(90)- 553(93)
JaLC DOI	10.14991/001.19580601-0090
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580601-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

エドワード・ネヴィン著

『国家債務の問題』

(Edward Nevin: The Problem of The National Debt, 1964. University of Wales Press. pp. 115.)

イギリス国債事情に関する包括的な文献といえ、まずハーグリーブスの「国家債務」(E. L. Hargreaves: The National Debt, 1930)があげられる。この書は、資料としてすでに古典的名著のうちには数えられているが、著者みずから述べているように、公債理論はほとんど扱われずまた資料も一九二五年までに限られている。ネヴィンのこの書は、現代イギリス国債制度を対象に、二つの理論的課題を積極的に追求するところに特色がある。それはイギリス国債保有の分布と、それによる経済的効果を実証的にみきわめることと、財政金融政策のより有効な用具となるようなイギリス国債制度の改革を提案することとである。

ネヴィンがこの書で意図するところのものを、彼自身に語らしめよう。「その目的は、主としてわれわれの経済制度における国債の役

割という主題に関して、反省せしめ論議せしめることにある。それは私の知るかぎりでは、この国で公刊された著作では、十分に扱われるところのなかつた問題である。ハーグリーブスが国債のあまたところなき唯一の研究を書いてから二五年が過ぎた。以来、あまたの河水がその橋の下を流れた。学術雑誌でさえ、イギリス国債の重要性と機能とについて、なんらかの議論を尽しているものではない。「ここで論ずるため採りいれられた論題を明らかにするものは、この長い沈黙を破らんと期するところにある。例えば、消費または投資決定に及ぼす資産構造の影響に関して、近年理論的段階においてなされたかなりの労作の成果を具体化する試みは果されなかつた。一般的通貨政策の有効性は、仮定されることはあつても論ぜられることはなかつた。現代経済における銀行制度の役割は、詳細に考察されることはなかつた。等々である。」

日本の国債の現状は、戦前に比して国債の名目額が激増したにもかかわらず、実質額では急減していることに特色がある。それゆえ国債の社会経済的作用も、相対的にかなり小さくなっている。国民所得との比率でも、わが国の国債はわずか六%にすぎない。しかしイギリスではその比率は二〇%にも及び、国債利払がもつ所得再分配効果はもとより、信用政策との関連で公債管理政策の重要性はイギリス経済の発展にとって軽視できないものがある。この書を手にとるものは、まずかくも老大な国債の安定と信用調節との間に生じうべき矛盾に対し、著者がいかなる解決を示唆するかを求めよう。

政府、銀行、その他の国債保有に対する利子支払額

会 計 年 度	政府機関受取利子額			銀行受取額			その他保有者 の粗受取額			その他保有者 の純受取額		
	流動債と 期日債	その 他の 債	総 額	流動債と 期日債	国債利 払総額 に対する 百分率	国債利 払総額 に対する 百分率	総 額	国債利 払総額 に対する 百分率	国民所 得に対する 百分率	総 額	国民所 得に対する 百分率	
	百 万 ポ ンド	百 万 ポ ンド	百 万 ポ ンド	百 万 ポ ンド	百 万 ポ ンド	百 万 ポ ンド	百 万 ポ ンド	百 万 ポ ンド	百 万 ポ ンド	百 万 ポ ンド		
1930—31	15.4	4.6	20.0	6.9	14.9	5.1	257.0	88.0	6.5	199.2	5.0	
1938—39	18.9	2.0	20.9	9.6	19.3	8.9	177.4	81.5	3.8	127.3	2.7	
1944—45	80.5	14.4	94.9	21.9	47.2	11.0	290.5	67.1	3.5	145.3	1.8	
1947—48	82.2	42.7	124.9	24.5	47.0	9.2	337.8	66.3	3.7	185.9	2.0	
1949—50	85.5	43.1	128.6	25.8	49.7	10.0	319.8	64.2	3.1	175.9	1.7	
1950—51	88.5	45.6	134.1	26.6	48.1	9.5	322.3	63.9	3.0	177.3	1.7	
1951—52	87.9	46.5	134.4	24.0	41.2	7.4	384.0	68.6	3.3	201.6	1.7	
1952—53	91.2	45.8	137.0	21.6	76.1	12.0	422.0	66.4	3.3	221.6	1.7	

(注) p. 54, 55 参照。なお期日債 (quoted debt) は、流動債と対比した中期・長期債と考えてよい。「その他保有者の純受取額」は、当該年度の所得税標準率で控除した額を表わす。「その他の公債」とは、貯蓄証券 (savings certificates), 国防債券 (defence bond), 年金 (annuities) 等を指す。

すなわち、もし国債価格の変動が信用政策によって防止されるなら、国債価格の安定は確保されるが、景気変動の統制手段としての信用政策は放棄される。他方、もし国債価格が不安定のまま放置されると、国債価格の累積的変動の危険が生じ、借換操作が阻害され、政府信用は広汎な価格変動の波動を蒙るに違いない。わずかの利率変動も、多額の国債を保有する銀行にとって重要だからである。そこでこのような疑問は、国債の保有分布いかんという、いま一つの疑問をあらたに生みだす。

国債利払の二〇%以上が政府関係機関(イングランド銀行も含む)に支払われているが(別表参照)、著者によれば、政府機関保有国債は単に国庫余剰その他の資金をもって、政府が回収した国債の記録にすぎないから、国債として扱う必要はない。政府保有国債は予算を混乱と不合理とに導きやすいから、政府各部門にふさわしい方法をもって行われることを勧めている。そして政府保有国債を廃止しても、証券市場の望ましくない価格変動に対して、なお干渉しうる余地が残されていることをつけ加えている。要するに、現在の国債利払という形での隠蔽されかつ変動しやすい補助金が政府各部門に与えられるよりも、国庫から公けに特別補助金を与える方がより合理的であるとみるのが彼の論旨である。

国債利払の一〇%は商業銀行に向い、これは銀行業務に対する隠れた補助金を表わしている。著者は、銀行保有国債に真の国債問題のあることを認める。そして先に述べたような信用政策との矛盾を

避けるため、「銀行公債証券」(bank debt certificates)と呼ばれるような国債の発行を勧める。それは確定満期日をもたず、大蔵省の欲するままに償還でき、非銀行投資者には譲渡できない。またその利率は、政府と銀行の負うべき用役の費用によって決定される。これにより、国債の不必要な譲渡は未然に防ぐことができる。かつ、銀行に対する政府利払の範囲はより現実的かつ安定的となり、それは公けの補助金という明確な形をとる。銀行制度に対する当局の影響は直接かつ確実に伝えられ、銀行以外の国債保有者はその影響の外におくことができる。しかも銀行は資本価値変動の危険を免れることができ、なお銀行自体の独立性も損なわれることがない。

「その他の投資団体」(保険会社、共済組合、建築組合、株式会社等)は市場性ある国債の一五%を保有している。これらに対して「機関公債証券」(institutional debt certificates)という国債の特別発行をもって代えることが提案されている。それは特別満期日をもつ市場性ある長期債であって、当局が公開市場で買上げるが、満期日に償還する場合を除いては随時償還は認められない。この国債の特色は、大量の国債償還要求の対抗策として、イギリス通貨政策の現在の目的に適合するところにある。

最後の項目である「個人国債保有」(個人投資者、信託投資者)は、市場性ある国債の三五%ほどを保有している。これらの投資者は、貸付条件の変化と証券が便宜に換金しうることに関心をもっているが、一般に資金の安全性をより尊ぶものである。そこで、これらの

条件を保証するような「私的公債証券」(private debt certificates)の特別発行が要請される。それは個人投資者と信託投資者に対して、それぞれ性質を異にするものであるが、これらの国債発行の基本的目標は、当局の私的支出操作を可能ならしむることにある。もしも貯蓄の刺激を意図するなら、新発行国債の額面価格以下での提供ないしは償還に対しての割引をもってすればよい。また私的支出の刺激のためには、この逆の政策がとられよう。

この改革案によれば、国債保有の主要グループは右のように分割され、政府はそれぞれを直接かつ独立に操作することにより、通貨政策を円滑に推し進めることができる。確定満期日は「機関公債証券」にのみ限定されているから、不必要な満期償還の規模は急激し、しかも少額貯蓄者と商業銀行の流動性は保証されよう。発行および償還条件を操作することにより、かつ償還の選択を行うことによって、政府は任意のグループの国債保有を増減することができ、このようにして特定グループに対する貨幣と信用の供給を有効に調節することができる。思うにこの提案は、巨額の未償還公債をイギリス金融政策の阻害要因から、促進的な機能要因へと転換せしむるに大いに貢献するに違いない。著者はこの書を次のように結んでいる。「現代経済における公債問題は第一に、公債が果す機能に生じた急激な変化を認めることにある。第二に、これらの変化をうまく計算にいれて、公債形態の修正を達成することにある。そして第三に、その形態がなんであれ、修正された公債構造にたとえ眼につかないも

のであっても、将来不可避免的に横わる公債の機能変化に対して、適切な準備を確保することにある」。

ここに提案された改革案は、著者の述べるように、考えうる一つの方策であって、これにも技術的に困難な不完全性がないわけではない。まずこれは、すくなくともこの改善によって、影響をうけるものからの是認を必要とする。それには、それぞれの主要グループにとって、納得しうるほど十分に魅惑的な条件を与えねばならない。また商業銀行に対する直接統制措置は、急速に導入できるであろう。しかし、その他の公債保有者に対する措置は、かなりの期間をおいてはじめて達成できるものである。一般に、未償還公債の利子支払額は、民間企業の危険投資から資金を転換せしめるほど高くあつてはならないといわれる。また国庫予算の上からは、低利子費用は有利とされ、国民経済の上からも高水準の消費をもたらすために低利率は必要とされよう。しかし公債操作を安全ならしむるためにも、またある種の条件の下では公債保有者の適正な収益を保証するためにも、若干高い利子率もやむをえない場合もある。複雑な利子率構造のもつ困難を考えあわせると、著者の提案は、信用統制に

おける屈伸性と公債価格の安定性に関するすぐれて合理的な統一的信用公債政策の展開を期待できるが、現在のところでは経済学者の描いた青写真にとどまるようである。

欲をいえば、著者の提案と類似の措置であるところの合衆国貯蓄債券ないしはドイツ銀行再編成に際して銀行に対して発行された債券との比較をすれば、一層興味深かったに違いない。著者ならば、英国のみにとどまらず、合衆国とドイツとの公債構造・操作の比較も期待できるからである。またこの書は、イギリスの現段階の規模での公債管理問題のみを扱って、公債増減をめぐる問題を省略したため、今後の見通しに欠けるものがないとはいえない。たとえ、U・K・ヒックスが提案するような、公債償還のための政府企業収益開拓の可能性についても、今後の見通しとの関連で触れるべきだったと思える。総じていえば、著者の分析と提案は、ウォーリッチ、マスグレーヴ、マーフィのそれと比較すれば、その理論的視点はきわだって新しいとはいえない。しかし、著者が追求したと同じ課題の究明を志すものにとって、注目すべき重要な拠点を提供していることは疑うべくもない。

(古田 精司)